

上下水道課での手続き内容と必要なもの

対象者	手続き内容	問い合わせ先
上下水道契約者 (使用者)	使用者名・使用人数の変更 使用の中止 口座の変更	上下水道事業センターまでご連絡ください。 電話：092-408-4024 電話受付時間：平日のみ 8：30～17：00

産業振興課での手続き内容と必要なもの

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
相続により森林の 所有者となった人	森林の土地の所有者届出	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の位置を示す地図 ・相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことの確認できる書類(写しも可) ・相続人が複数となる場合はご相談ください。 	商工・農政係 内線 437

農業委員会での手続き内容と必要なもの

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
相続により農地の 所有者となった人	農地法第3条の3第1項 の規定による届出	<ul style="list-style-type: none"> ・相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことの確認できる書類(写しも可) ・相続人が複数となる場合はご相談ください。 	農業委員会 内線 437

メ モ

